「第13次鳥獣保護管理事業計画(変更案)」の概要について

(変更点説明資料)

令和6年11月15日(12月10日修正) 生産者支援課

- ○鳥獣保護管理事業計画
 - ・国の基本指針に準じて、県が5年単位で鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の再指定計画、 鳥獣捕獲の許可基準、鳥獣保護管理に関する普及啓発などの計画を策定するもの。

計画策定に係る関係法令

【鳥獣保護管理法】

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業(以下、「鳥獣保護管理事業」という。) を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

第四条 都道府**県知事**は、<u>基本指針に即して</u>、当該都道府県知事が行う<u>**鳥獣保護管理事業の実施に関する 計画**(以下「**鳥獣保護管理事業計画**」という。)**を定める**ものとする。</u>



・現行の佐賀県の「第13次鳥獣保護管理計画」は令和4年度~令和8年度まで(5年間)



令和3年度末に策定を行い、令和6年度に一部変更を行ったところであるが、新規特定猟具使用禁止 区域の指定や鳥獣保護、有害鳥獣対策を推進するうえで必要な事項について変更を行いたい。

「第13次鳥獣保護管理事業計画」の変更の具体的内容について

1. 有害捕獲の許可について

<変更点>

・「佐賀県内に居住している者で、地区を担当している猟友会支部長の確認を受けた者。」 を「佐賀県内に居住している者で、有害鳥獣捕獲許可に関する情報のうち、捕獲しようとす る鳥獣の種類や期間・区域などについて等の情報を、捕獲を行う地区の猟友会支部に共有さ れた者」に変更する。

<変更理由>

- ・有害鳥獣捕獲は地域ぐるみで取り組む実施体制が必要であり、捕獲従事者、市町、猟友会支 部が互いに情報共有することが重要なため、具体的に明記する。
- ・猟友会支部長の確認を受ける目的や確認の方法、確認項目が不明確であったため、地域によって運用の格差が生じ、法律上市町の権限(責任)で行う有害捕獲従事者の許可が、猟友会支部長に委ねられる状況に近い運用も生じていた。
- ・これにより捕獲従事者が限定され、農家からの駆除依頼に対応できない事例も生じていた。
 - ※なお、猟友会支部長の確認が必要と市町が判断した場合に拒むものではない。
 - ※情報共有をどこまで行うかは市町の裁量に委ねられるもの。

「第13次鳥獣保護管理事業計画」の変更の具体的内容について

2. 販売禁止鳥獣等について

<変更点>

- ・「販売されることによって」を「捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって」に変更する。
- ・「ヤマドリの販売許可証を交付する場合に」を「ヤマドリ、オオタカの販売許可証を交付する場合に」に変更する。

<変更理由>

・平成30年に販売禁止鳥獣にオオタカが追加されたことを受け、一部文言の修正を行う。

3. 特定猟具使用禁止区域の新規指定について

<変更点>

・令和6年11月1日から「佐志八幡地区特定猟具使用禁止区域(唐津市)」が新規指定された ため、県内内訳や面積を変更する。

<変更理由>

・当該区域(ため池)周辺にある牧場に対し銃猟による危険性が認められたため、令和6年度から新規に指定されたもの。

今後のスケジュールについて

月	時期	
11月	下旬	・環境審議会に、計画案について諮問 ・県環境審議会鳥獣部会の開催通知
12月	上旬	
	中旬	・佐賀県環境審議会鳥獣部会の開催(12月10日)、計画案について審議 ・審議会の結果を基に計画案を修正 ・大きな修正があれば、環境審議会を回議で開催。
	下旬	・計画案について、環境審議会から県に答申
令和 7 年 1 月		・計画の改正について市町、県関係機関、農業団体、猟友会、関係団体等へ通知 ・県の事業推進会議や担当者会議等で新たな計画について説明